

議第35号 呉市犬又は猫の引取り等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」といいます。）の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

法の一部改正により、都道府県、指定都市、中核市その他政令で定める市には、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、獣医師等の動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する者を、動物愛護管理員等の職名を有する職員として置くことが義務付けられました。

呉市では、法の規定に基づく事務である犬及び猫の引取り等について必要な事項を定めた条例を制定していることから、当該職員の設置について当該条例に規定することとし、これに伴い条例の題名を改めるとともに、趣旨規定等について所要の改正を行います。

3 施行期日

令和2年6月1日